

## ナチス体制下のコメルツ銀行研究

—フンボルト大学現代史研究所の調査報告—(3)

山 口 博 教

# ナチス体制下のコメルツ銀行研究 ——フンボルト大学現代史研究所の調査報告——(3)

山口 博 教

Hironori YAMAGUCHI

## 目次

1. はじめに
2. 「序論」
3. 「1870年創業からワイマール共和国半ばまでのコメルツ銀行におけるユダヤ的伝統」
4. 「ナチズム下のユダヤ人従業員の排除と顧客をめぐる競争」
5. 「銀行家にとって困難な業務」
6. 「コメルツ銀行とユダヤ人資産の押収」
7. 「ペーメン諸州とオランダにおけるコメルツ銀行とユダヤ人営業活動の根絶」
8. 「ポーランドにおけるユダヤ人経済の根絶への関与1939年-1945年」(1)~(4)①、②(以上前号)、③(以下本号)
9. 「アウシュウィッツ-ビルケナウ強制・絶滅収容所とコメルツ銀行」
10. おわりに

## [Abstract]

An Introduction of *Die Commerzbank und die Juden 1933-1945* edited by Ludolf Herbst and Thomas Weihe, München 2004(3)

This book provides an interim introduction into research on Aryanization and eradication activities against Jewish businesses by Commerzbank during the Nazi era. When compared with studies about Deutsche Bank and Dresdner Bank, the book's contents regarding Commerzbank are different. First, the financial dealings of Commerzbank were connected historically and targeted small- and medium-sized businesses and banks. Second, the authors followed the viewpoint of the Office of Military Government for Germany, as reported by the United States. These viewpoints differ from previous studies on the two aforementioned commercial banks. In this book, the authors strictly criticize Commerzbank's methods in the annexed and occupied districts and present their original viewpoints. Third, this book is an ongoing project lacking a unified conclusion. By summarizing critical studies regarding the activities of these three commercial banks, we can establish an approach to the comprehensive analysis of their responses and behaviors to the Nazi regime.

### ③「ラインハルト作戦」から終戦までの第三段階

まず「ラインハルト作戦 (Aktion Reinhard)」とは何か、簡潔に紹介した芝健介氏の著作から見ておく。これは移動式の「ガス・トラックではない恒久的な絶滅収容所」の建設計画である。これは、1941年10月17日総督府東部のルブリン総督でもあるハンス・フランクとルブリン地区行政官僚、オディロ・グロボチュニク親衛隊中将等による会議から始められた。1941年8月以前の障害者「安楽死」作戦(T4

作戦)と連動したものであった。この結果、1941年11月に—1942年1月20日のヴァンゼー会議の前—ベウジェッツ絶滅収容所建設が開始され、42年3月に始動した。その後5月ソビブル、7月トレブリンカと続き、その後マイダネク、オシフィエンチム(アウシュヴィッツ)と続いた。<sup>111</sup>

この作戦と枠組みによるユダヤ人の抹殺は、1942年以降に出現する高額預金に対する思惑、これに伴う銀行信用政策の裁量を高め、流動性規定を維持するプロセスを生じせ

キーワード：ナチス体制下のコメルツ銀行、ユダヤ人の中小企業、絶滅収容所建設への融資  
Key words: The Commerzbank in the Nazi-regime, The Jewish small and medium businesses, The credit for construction of the extermination camps

しめた。ユダヤ人殺害に関わる金融的側面—ゲッター収容者の現金・為替及び所有物の処分と転送—は一つの統合機関 (Komplex) を設置せしめた。これを展開したのは経済管理本部と総督府で全権を任された SS 経済担当官・連帯指揮官エーリッヒ・シェリン (Erich Schellin) であった。そして部分的にコメルチアル銀行とクレジットアンシュタルトを巻き込んだ。ただしクラフのコメルツ銀行がこの業務へ関与したことは証明されていないとされる。

ローゼは二人のポーランド研究者が記述した「ラインハルト作戦帳簿中間報告」から以下の点を紹介している。1943年12月の抹殺作戦による収入が、引き渡し金額7385万2千 RM, 為替額ではおよそ625万8千 RM であったこと、このうちの898万 RM の貨幣額がライヒスバンクに転送され、残りの大部分5041万6千 RM は「総督府 SS 経済管理官の処分に任された」ことである。そしてこれらの収入から、必要経費、輸送費、手数料その他が賄われた。これは総額で約1200万 RM となり、SS 経済管理官の手元には約3852万 RM - 7705万2721ズロティ相当—が残された。この額はコメルチアル銀行の上級 SS・警察指揮官フリードリヒ・ヴィッヘルム・クリューガ HSSPF (Höhere SS und Polizeiführer Friedrich Wilhelm Krüger) 口座の貸方残額に匹敵したと指摘する。<sup>112</sup>

なおこの最後の2節で、ローゼは終戦間際の総督府における資金の動きについて触れる。1944年7月27日に総督府ではドイツ当局のクラフ撤収に関する回覧状が回された。シェリンはクレジットアンシュタルトのクラフ支店に置かれた SS 全国指導者預金800万ズロティをコメルチアル銀行口座へ転送することを指示した。そこには7900万ズロティ貸方残額がすでにあり、これら全額を最終的に旧ライヒへ転送することが目的であった。ここで、この総額8700万ズロティはその大部

分がラインハルト作戦による略奪金であり、強制労働従事者への賃金支払いに当てられるものであった。この金額は「両銀行に預けられた貨幣額に一致する」という、ハロルド・ジェームズの推測をローゼが紹介し、これが高額となる由来はそれ以外には説明できないと、ローゼは賛意を示している。<sup>113</sup>

他方、SS の「業務」または SS が関係する経営 (軍需企業等) から得られたこのような潤沢な収益源については、総督府の全国指導者も勝手に手を付けることが出来なかった。これらについては、武装親衛隊 (Waffen-SS), 国家警察, 秩序警察 (Ordnungspolizei), 他の SS 組織が分散した口座を取り扱っていたからである。特に総督府の強制労働従事者を取りまとめ、殺害されたユダヤ人の所有物を把握し活用するための組織である SS 経済管理本部 WVHA (SS-Wirtschaftsverwaltungshauptamt) 管理下に東部工業有限会社 (Ostindustrie GmbH) が1943年3月に設置され、1944年2月の最終的解散までわずかな規模で金融活動を展開していた。<sup>114</sup>

ともかくこの時期にこの種のいわくつき預金が成立したことはベルゼッツ, ソビブル, トレ布林カ他におけるユダヤ人の根絶 (抹殺) から得られた収益にもとづくものとローゼは位置づける。その例証としてワルシャワ新文書館資料を利用し、以下の2点を挙げている。第一は、銀行監督局責任者パーエルシュ (Paersh) による、1944年8月14日付け国会委員ビューラ宛書簡の以下の記述である。SS 経済担当官のコメルチアル銀行にある預金額7900万ズロディは「およそ第3四半期に同行で成立した」。第二に、ル布林区域 SS・警察指導者で「ラインハルト作戦」遂行者のオディオ・グロボチュニクが1943年12月半ばの決算報告書で示している以下の点。もし作業期間が2～3週間であることから見るならば、コメルチアル銀行の預金の成立に

関する銀行監督局の日付は、「ラインハルト作戦」の最終決算日と一致する。このことからこの銀行の預金は昨日今日に成立したのではなく、総督府でユダヤ人を殺害した1942年から1943年の期間に集積されたものであることが確実であると。

以上のことからローゼは以下のことを推論する。「大量殺人に銀行側が関与したことを残存資料から正確に再構成する試みは、限界に突き当たる。とはいえ、ドレスデン銀行の呼びかけで子会社となった総督府のコメルチアル銀行は、親衛隊ハインリヒ・ヒムラーと特別近い関係にあった機関である。それ以上に、ユダヤ人殺害結果から生じた高額預金とそれに匹敵する貸出金額は以下の想定をもたらす。コメルツ銀行に対するコメルチアル銀行とクレジットアンシュタルト（ドイツ銀行傘下—山口）の優勢、少なくともその金額の一部は拡張された信用枠、すなわち直接的にはユダヤ人根絶に起因する。」<sup>115</sup>

#### (5) 「結」の概要

ローゼの結論は、筆者が既に紹介したドレスデン銀行研究の内容と重なる面がある。それはドイツのポーランド占領軍・政府、ナチス諸機関とドイツの金融機関との間で、ユダヤ人の経済活動を排除する点で、協力関係があったことである。このことは、以下のローゼの記述に見てとれる。

「ポーランドにおけるドイツ金融機関の歴史は以下の事実から出発する。ナチス当局との銀行・貯蓄銀行の摩擦なき協力なしに、広範囲に及ぶドイツ占領政策を貫くことは不可能であった。(中略) 銀行とその職員はポーランドにおけるユダヤ人の運命について知識を持ちえたし、また持ったに違いないことは疑うべくもない。多数のユダヤ人の全生命に関わる指令に対する配慮と適用は、所有権侵害・没収、法律事情—権利剥奪—、ゲッター収容、体系的殺人についての知識を前提して

いた。(中略) 肉体的抹殺への工程を整備する方策は、金融機関が職務を熱心に遂行した所でのみ、その効果が発揮された。」したがって銀行が果たした役割は過小評価してはならず、むしろ貢献したことを強調しなければならないと指摘する。それは銀行側でも良好な業務であったからであったと。<sup>116</sup>

また総督府のようにドイツライヒに編入された東部領域では、初めから「ユダヤ人所有」の「ドイツ人の手」への移譲ではなく、ドイツライヒ所有へのそれであったことが強調される。この点はローゼの主張点で、「アーリア化」と「ゲルマン化」の意義を並列する他の研究と異なる独自の観点である。具体的には東部信託公社、SS全国指導者(Richsführer-SS, RFSS)、総督府/ライヒス・ガウ政府/領域政府の信託機関による所有である。ドイツの金融機関は1939年9月以降のポーランドで、その全契約をナチス占領部隊の非合法活動に負っていたため、その全収益は非合法的な所得口座に記帳された。

さらにローゼは以下のことを明確にしている。「金融機関は疑いもなくナチスのシステムによるポーランド国家とその全住民搾取の受益者であった。一瞥すればわかるように、国家と警察業務遂行機関が持つ全権は、わずかな逸脱やわずかの裁量権をも認めなかった。逆に当局は、ドイツ金融機関のノウハウとそうしなければ敵対する意思を持つ環境の中にいるドイツ少数民族の協力と忠誠心を頼りにしていた。このため裁量権モデルはこの共生関係の中では制約された程度でしか関わられなかった。一方で銀行は、ポーランドにおける占領政策を樹立する目的を持つ関与者、補助員、先導者となり、時には残忍さで先頭に立ち、驚くほどの熱心さをもって動いた。他方では逆に、いくつかの銀行において明らかに不道徳で、非合法で、犯罪的と認識される業務を遠ざけようとする戦略、ないしはその糸口を発見するには、資料が充分ではな

い。」<sup>117</sup>

以上見たように、ローゼが結論を出すに当たりいかに呻吟し、苦勞しているかということが読み取れる。「大銀行とその支店の取引裁量内で、妨害政策とは言えないまでも、少なくとも躊躇することは可能であった。金融機関は経済的理由で与信を拒否し、一般業務から遠ざけておく選択肢を持っていた。しかしそうすることは回顧的に見て、道義上の価格は短期的金銭的價格を利用するより、しばしば高価につく場合が多くなる。(中略) 歴史家はこの地に在住し活動するドイツ人とドイツ金融機関とその従業員の側における(占領—山口)政策の高度の受容から出発しなければならない。ここでは二つの核心的分野があり、一つはこの領域の経済を含めた『ゲルマン化』、もう一つは銀行と当局の『ユダヤ人政策』に対する従順性である。ただし、このことは銀行職員が大量殺人を支持したことを意味するものではない。とはいえ1930年代の反ユダヤ政策は1939年後の編入・占領ポーランド領域における基本特質であり、その結果は明らかに一致するものであった。」<sup>118</sup>

以上最後の文章は複雑な側面を述べていて、かつ長い文章である。ここでは必要な部分を翻訳して紹介した。筆者の力不足で読み取りにくい面もあり、翻訳上の困難を感じる箇所である。

## 9. 「アウシュヴィッツ—ビルケナウ 強制・絶滅収容所とコメルツ銀行」 (インゴ・ローゼ)

目次

1. 「序, アウシュヴィッツとドイツ銀行」
2. 「アウシュヴィッツとドイツの金融機関, 方法上の問題」
3. 「コメルツ銀行エアフルト支店とエアフルト企業のトップ社 J. A. Topf & Söhne」
4. 「まとめと展望」
5. 「建築会社目録, アウシュヴィッツ強制収

容所II (アウシュヴィッツ—ビルケナウ) における大量抹殺設備の建造へ参加した企業」

### (1) 「序, アウシュヴィッツとドイツ銀行」

冒頭でローゼは、近年のホロコースト研究の焦点の特徴について指摘している。アウシュヴィッツ (オシフィンエンチム) 収容所の建設及び「経営」に親衛隊支所が関与しただけではなく、その全体像はオーバーシュレージェン工業、多くの納入企業、金融機関から成る経済的複合体と言うべきものの中に埋め込まれていることであった。金融機関の関与を初めて明らかにしたのは1999年2月8日、内部調査にもとづくドイツ銀行の中間報告公表であった。ローゼは週刊総合雑誌『シュピーゲル(DER SPIEGEL)』に掲載された歴史家、ドイツ銀行歴史研究所責任者であるマンフレート・ポール (Manfred Pohl) の記者会見での発言を取り上げている。その記事の内容は主として「ナチス・テロによる死骸に対する共犯を記録した」ドイツ銀行ハノーファー文書に関するものであった。その中で同行が「建設会社融資を通して、アウシュヴィッツを共同建築した」こと、及び以下のことが書かれている。<sup>119</sup>

- a. ドイツ銀行シュレージェン支店の1千件を超える融資文書中の20文書に、IG ファルベン・アウシュヴィッツ工場建築とアウシュヴィッツ武装親衛隊のために従事したローカル企業向け信用関係の報告と情報が含まれていた。
- b. やや表面的な評価ではあるが、ドイツ銀行は絶滅収容所建築を委託された企業への10件の融資を認めた。
- c. 発見された資料の中に、ビーリッツ (ビェルスコ) のリードゥル建設会社 (W. Riedel & Sohn) の作業リストが含まれていた。この会社はモノヴィッツとアウシュヴィッツの強制収容所建築に関わり、強制労働費用を含め総額120万マルクの記録を

親衛隊に示していた。ドイツ銀行はリードゥル社に総額40万 RM の信用枠を設定していた。

- d. ドイツ銀行は、火葬場燃焼炉 (Öfen der Krematorien) を設置したエアフルトの企業トップ親子会社 (Topf & Söhne—以下ではトップ社と省略) の口座開設と信用取引で関係を保持していた。

ポール自身はカトヴィッツ支店責任者がアウシュヴィッツにおける融資先について、また15万 MR 以上の融資はベルリン本店の認可が必要なことから、取締役会もこの情報を知っていたのではないかと見なした。この見解に対しローゼは、IG ファルベン監査役会が、H.J. アプスを含め「知っていたかどうかの問題」では「役割をはたしていなかった」というスイスの新聞記事を対置させる。さらにポールのプレス関係者への説明と社会的反響が、いろいろな面で問題を孕んでいたことを、以下のように付け加える。「概念上の不明確さと部分的に不正確で欠陥のある知識を融合させることは、アウシュヴィッツ強制収容所 (KL) 地形図の解説と事件の記録において不鮮明な観念を伴っていることを印象付けた。倫理的評価が歴史の再構成に先行していて、後者から結論付けられているのではない。この件はセンセーショナルなものではないにもかかわらず、ポールがセンセーショナルに暴露したことで、科学的議論にはいかに程の貢献をもしていない」と批判する。

その上で「ドイツ銀行とアウシュヴィッツ」の事例がマスコミの関心を満足させるのではないかという推測は、ドイツ銀行が歴史家のゲルハルト・フェルドマンにオーバーシュレーゲンにおけるドイツ銀行の業務について研究を委託したと対立するものであることを強調する。フェルドマンはこの件に関する全文書を、科学的に評価するはずであった。ただしローゼがこの論稿を書いている時点では、この研究はまだ作業途中にあった。その

後フェルドマンが2007年に死去したため、彼の研究成果は結局刊行されずに終わってしまった。ドイツ銀行歴史研究所の側でもこの問題に関して、それ以上の見解は出されていない。<sup>120</sup>

またローゼは、トップ社とドイツ銀行の信用関係についてモニカ・ディクハウス (Monika Dickhaus) の論文が出たことにより、この分野の穴の一部が埋められたことを指摘する。ただしディクハウスの分析はドイツ銀行だけに焦点を絞り幅が狭く、一連の重要な視点を見逃していることを付け加える。このため、このテーマをより広い視点でとらえることを提唱し、4. 「まとめと展望」においてローゼ自身が独自の見解をまとめている。この点については (4) で触れることにしたい。<sup>121</sup>

なお本稿では、以上のローゼの分析と結論に加え、ドレスデン研究による調査も併せて取り上げていく。

## (2) 「アウシュヴィッツとドイツの金融機関、方法上の問題」

まずこの問題が何故必要なのかについて説明される。「シヨア (ホロコーストのヘブライ語) についての史料編纂では、適切な歴史的展望を獲得すべきであるという問題が、他の同時代史のテーマよりもより強固に付着している。それは今日の認識 (Wissen) から出発し、ナチズム時代の知識状況 (Kenntnisstand)、裁量余地、行動様式を判断し、評価しなければならないからである。」そして「この研究の対象とされたコメルツ銀行は、これまでの歴史研究ではドイツ銀行とドレスデン銀行と異なり、ナチス犯罪には滅多に関わっていない金融機関と考えられてきた。コメルツ銀行を分析対象とすることは、文書館の新資料の解明と並び、他の二大銀行との今後の関連付けを断念することなしに、当初描かれた議論から距離置くことを可能と

させる。」<sup>122</sup>

さらにローゼは「罪」, 「共謀」, 「巻き添え」の概念は歴史分析では限定して用いられ、適切な概念に置き換えることは困難であることを指摘する。これはドレスデン銀行研究の場合に見られる見解であるが、それを意識しているとも考えられる。また1946年にカール・ヤスパースが行った「犯罪的、政治的、道徳的、形而上学的罪の概念の違い」に注目したうえでローゼは議論を進める。「罪の概念では一般的にまたはヤスパースの特殊モデルでは特殊的に、先行する事実に関する学門 (Fakutographie) に必要とされ、これに置き換えられないと評価されるカテゴリーが扱われる。この意図をもって金融機関のアウトシュヴィッツへの関与を問題とすると、金融機関と強制・絶滅収容所という二つの考察対象と両者の関係を分析することが求められる。またこの目的のためには、『関与』は認識概念 (Begriff des Wissens) に置き換えるべきである。この正当化は一方では、金融機関が経済企業であり、その活動と取引裁量は本来的には入手可能な情報 (Information) とこれと結合したリスク評価から導かれる、ということに求められる。他方、絶滅収容所ではナチズムが特別に秘密処置を施した複合体が問題とされる。批判に耐えられる問題設定を展開するため、以下の a から d の諸問題に入っていく。」<sup>123</sup>このように述べ、ローゼは以下の小まとめを行っている。

「a) KL アウトシュヴィッツについての認識は支店制大銀行のどこで突き止められたのか？」

コメルツ銀行のような支店制銀行は金太郎あめのような同一体質の経営体 (homogener Betrieb) ではなく、複雑な環境下に置かれた複合的経済企業である。得られた認識はその担い手である具体的個人が持っているものであり、総体としての銀行に関わるものではな

い。支店従業員、監査役員、取締役員、株主が持つ情報は異質 (heterogen) であることが強調される。このため、コメルツ銀行 (または他の金融機関) が1940年から1945年の間に「アウトシュヴィッツについて認識していたかどうか」の問題は、この形式では不正確に定式化され、答えることはできないとみている。急速な一般化はドイツの住民の間の強制収容所についての一般的認識の断片的性格を過小評価し、逆にその一貫性を過大評価する危険性を孕む。「認識は少なくとも、積極的な知識の受容という意味で、適切な知識への関心を前提する。最初の修正は、コメルツ銀行内部では一いつ、むしろ正確にはどこ (の部署) で—KL アウトシュヴィッツの認識が生じたのかという根本的問題となる。」<sup>124</sup>

「b) 受容された認識はアウトシュヴィッツ収容所複合体のどの部分、またはどの部分領域と関係していたのか？」

ここでは、方法論的に決して小さな問題ではない「アウトシュヴィッツ」という用語の正確な意味論が取り上げられる。この地の以下の個別強制収容所区域を区別することが不可欠であるとしている。

- KL アウトシュヴィッツ I (いわゆる基幹収容所)
- KL アウトシュヴィッツ II (アウトシュヴィッツ—ビルケナウ収容所)
- KL アウトシュヴィッツ III (アウトシュヴィッツ—モノヴィッツの IG ファルベン工場所在地 < 合成ゴム強制労働収容所, 1943年12月以降モノヴィッツ強制労働収容所 > + 他工場の多数の副収容所)

このうち KL アウトシュヴィッツ II は収容所管理部、民間企業と作業部を併設した武装親衛隊・アウトシュヴィッツ警察建設本部 (Zentralbauleitung der waffen-SS und Polizei Auschwitz ZBL), 及び親衛隊経済管理本部の管轄下にあったこと、通常は戦争捕

虜収容所として存在したことに、ローゼは注意を促している。さらに、以下の点を認識することが重要と見ている

- 1) KL アウシュヴィッツの存在自体について
- 2) KL アウシュヴィッツーモノヴィッツと副収容所収容者、また戦争捕虜に強制された労働について
- 3) アウシュヴィッツービルケナウ収容所におけるユダヤ人の大量抹殺

KL アウシュヴィッツの存在とビルケナウの絶滅収容所、すなわちガス室、特にIIからIVまでの火葬場についての知識を混同すべきではない。部分的情報を容認したとしても、コメルツ銀行内部でKL アウシュヴィッツについていかなる知識が生じていたか、生じ得たのかを問うべきであると。<sup>125</sup>

「c)「認識し、認識機会を持ち得たのはいつの時点なのか、また時期を特定すべきなのかどうか？」

最初の事例として、ビーリッツのリードゥル社 (Riedel & Sohn) が取り上げられる。同社のレンガ積み工による「火葬場IVに関する1943年3月2日付け日報」で、「ガス室床にコンクリート塗装」したことが、ローゼにより紹介される。合わせて、同社と武装親衛隊、アウシュヴィッツ警察建設本部との建築契約の締結が1942年11月6日以降であること、またこの企業がKL アウシュヴィッツービルケナウの四つの建築プロジェクトに関わったのは1943年から1944年にかけての時期であった。このことを、オシフィンエンチム・ブジェジニャク博物館 文庫 (Archiwum Państwowego Muzeum Oświęcim-Brzezinka, APMO) の地下で見つかった資料から確認している。このことからローゼは、「バルリナー・ツァイトゥング」(新聞) 1999年2月6.7日号に掲載された、1942年夏のドイツ銀行の同社に対する信用枠40万RMの設定に関する記事は、立証されないと

して退けている。<sup>126</sup>

加えて戦後にアメリカ占領軍とドイツ人の間でのやり取りにおいて、正確な情報が得られなかったことを指摘する。ニュルンベルク国際軍事裁判との関係で、ライヒスバンク評議員アルベルト・トーマス (Albert Thomas) に対する聞き取りに対する証言の修正、及びチクロンBをオラニエンブルクとアウシュヴィッツへ供給したドイツ害虫駆除会社 (Deutschen Gesellschaft für Schädlingbekämpfung mbH, Degesch) 営業責任者ゲルハルト・ペーターズ (Gerhard Peters) に対する最初の刑事訴訟手続きの中での質疑の例を取り上げ、以下の結論を出している。

「占領下のポーランドの収容所をめぐる、またユダヤ人の強制移送についての認識から抹殺についての知識を導き出すことは、この裁判ではとりわけ困難であり、不可能だったことが証明されている。」さらにこの作業に従事した部隊の専門用語は強制移送、抹殺を反映するものの、国内外への「移住」、「移動」「退避」、「移送」は連続的に変化する意味合いで、「大量殺人についての認識の日付を推定する上では、実際無価値である」と述べている。<sup>127</sup>

「d) どのような手段で金融機関 (内部の個人または集団) はアウシュヴィッツ強制収容所の知識を得たのだろうか？」

ローゼは利用可能な資料の特性を判断したうえで、これらから問題設定を構成できないか提起する。知識の獲得方法は、金融機関の裁量域または選択肢が問題となる場合に決定的であることが、その理由である。そのため以下の六つの異なる方法を区別する。

1. 強制・絶滅収容所建設に関連するプロジェクト融資。建設本部、またはSS全国指導者が信用保証 (債権譲渡) として一金融機関に与える、現地企業への与信・融資業務。
2. KL アウシュヴィッツで逮捕、死去、殺害



された拘留者への業務対応。

3. KL アウシュヴィッツ SS 警備兵の口座管理または SS 現地管理部との業務対応。
4. KL アウシュヴィッツの強制労働従事者を雇う企業または工場 (IG ファルベン, ドイツ軍需工場) との業務対応。
5. 個々の銀行職員 (例えば個々の取締役役員) の個人的知識。
6. 銀行職員が職業活動を通して友人, 親戚縁者から入手した情報源 (住民層に広がる噂も含む)。

KL アウシュヴィッツの存在自体についての知識を三大支店制銀行本部が持っていたこと, またドイツの諸金融機関が SS 及びその関連企業と営業を共にしていた事実は, ドイツ銀行, ドレスデン銀行について OMGUS 調査等で明らかにされている。さらに SS 経済管理本部と強制収容所建設指導部が置かれ, C 機関と呼ばれた部門がドイツライヒ経済建設の一要素を構成していた。このことは以前から知られていたとみる。

しかしこれとアウシュヴィッツ-ビルケナウにおける工業的レベルでのユダヤ人殺害についての知識が存在したかどうかの問題は, まったく別の問題であることをローゼは主張する。また「抹殺収容施設の存在を知っていた」ということを H. J. アプスは早くから表明したが, 同様のことが他の銀行でもあったかどうかについては, 不鮮明であるとみている。このためコメルツ銀行についても, 建設企業との関係, 銀行内部での知識, 情報入手の方法が調査されなければならないことを強調する。ただしコメルツ銀行支店の資料, 及び銀行支店所在地とアウシュヴィッツの距離を重視する M. ポールの仮説から, コメルツ銀行の体制側との共謀を実証することは不可能であるとみなす。そこで他の手がかりを探索する。

このために利用される資料として, 一方ではコメルツ銀行と民間企業に由来するもの

と, KL アウシュヴィッツとナチスのその上位機関に由来するものがある。調査の重点は, 建設計画及び大量抹殺施設 (ガス室, 火葬場) と直接関係する一連の資料である。特にオシフィンエンチム・ブジェジニャク博物館文庫 (Archiwum Państwowego Museum Oświęcim-Breenika) に保管された, 「武装 SS とアウシュヴィッツ O/S (オーバーシュレーゼン) 警察」の資料が該当する。そこで検討されたのは, KL アウシュヴィッツ I と II の建設費の資料であり, この中に前者の火葬場建設の多くの記録, 関与した企業の通信文が見いだされた。ただこの中には, コメルツ銀行に関する記述が含まれていない。このことはただちに同行が該当企業への与信に参加していないことを意味するものではないが, 建設本部の書類の中に, 銀行結合を超える契約企業への融資を読み取るべきではないことを確定する必要があるとする。<sup>128</sup>

そこで次に銀行が関連する資料の存在についてローゼは言及する。ベルリン文書館とプラハ軍事博物館に二次資料があるが, これらはここで扱うテーマでは副次的である。むしろコメルツ銀行にとって重要なのは, ベルリン三大信用銀行エアフルト支店の業務資料とエアフルトのトップ社の証拠書類であるとする。後者は, 「燃焼装置」, 特にガス化施設では「代替企業がないほどシンボリック企業」であった。これらの資料はワイマールのチューリンゲン国立文書館 (ThürHStA) とフランクフルトのコメルツ銀行文書館で見出せる。コメルツ銀行エアフルト支店文庫にはトップ社の営業報告書及び同社との営業上の接触, 本店との対応を示す証拠資料もある。<sup>129</sup>

- (3) コメルツ銀行エアフルト支店とエアフルトの J. A. トップ親子会社 (J. A. Topf & Söhne—以下トップ社)

この節の記述は20ページを超えるため, 筆者の判断でいくつかの項目に分け, 表題を付

けていくこととする。

### ① トップ社の創業と業務内容

トップ社は1978年にヨハン・アンドレアス・トップ (Johann Andreas Topf) が創業した、機械販売、麦芽製造、サイロ・貯蔵庫建築、工場用燃焼施設・煙突建設分野の親子を中心とした合資会社であった。創業以来南北アメリカ、日本、北欧、ソビエトとの国外業務にも進出していた。融資銀行は長らくドイツ銀行とドレスデン銀行であり、コメルツ銀行は1938年に融資を開始したものの、明らかに遅れていたことは間違いない。同行は1920年前後にマクデブルクの中部ドイツ・プライベート銀行との合併により農業(砂糖・麦芽製造業)、サイロ建設業務に関わり、トップ社との業務関係を追求した。一方同社は受注、販売高、売掛金、純売上高、従業員数、銀行負債、いずれの面でも優良企業であった。コメルツ銀行との業務関係は戦争需要の進展を見ながらの判断であり、強固な業務結合は1940年以降だったことを、ローゼは指摘する。

次に1920年代の火葬の普及に伴う、トップ社の火葬場建設業務への進出について触れている。この事業を指導したのは、同社の火葬炉専門上級技術者クルト・プリューファ (Kurt Prüfer) であり、この部門は特別報酬を受けていた(チューリンゲン国立中央文書館の人事文書)。SS との業務結合は1937年にKL ダッハウで、次に1939年 KL ブーヘンヴァルト、そして1940年 KL フロッセンビュルク、KL アウシュヴィッツと続いた。KL アウシュヴィッツ I で死体焼却が開始されたのは1940年8月15日であった。<sup>130</sup>

### ② トップ社とコメルツ銀行の業務提携

1940年末にトップ社は初めてコメルツ銀行エアフルト支店の業務提供に応じた。ローゼは同行に宛てたエルンスト-W. トップの7月31日付け書簡から、同社の信用需要増加が

火葬場の燃焼施設に関するものであることを紹介している。ただこの年に同社がこの分野で占めた契約額、販売額の割合はまだ大きなものではなかった。トップ社には国防軍と四カ年計画当局からの注文が多数あったが、それらはサイロ建設部門が主であり、そのための生産工場と工場機械の拡張が必要とされていた。

エルンスト-W. トップがコメルツ銀行とより強い業務関係を結ぼうとしたのは、コメルツ銀行の側の事情によるものではなかった。同社とドレスデン銀行との関係が不調和となったことが原因だった。(ドレスデン銀行は二つの大規模契約を同社から関連大企業ブラウنشヴァイヒのミアグ社 (Miag) へ変更した。) このためトップ社の業務が縮小し、これを回復することこそがコメルツ銀行へ接近する契機であった。ちなみに、同行はトップ社に対し1940年秋に10万 RM を超える当初6カ月の当座貸し越し、償還には匿名債権譲渡80%の担保貸を認めた。このことによりドレスデン銀行の圧倒的圧力を過去のものとし、「銀行取引額三分割」を認めさせることに成功した。このようにしてコメルツ銀行エアフルト支店は顧客としてのトップ社に対し、公的債権譲渡を取扱う債権譲渡者となった。通常、債権譲渡は債務者通知なしに行われ(匿名譲渡)、当局に対する債権のみが法的には公的譲渡であった。しかしトップ社との火葬場建設契約者である都市工場の場合に、このケースは常にそうしていたわけではなかったという。<sup>131</sup>

このトップ社がSS 全国指導者ヒムラーをその顧客としていた事実について、コメルツ銀行本店同様エアフルト支店も遅くとも1941年3月までに知っていた。ローゼはコメルツ銀行歴史文書館にある本店から支店宛て3月8日付け書簡に書かれた以下のことを紹介する。それによると「SS 全国指導者」への債権譲渡はあらゆる党組織とその構成員に対し

てと同様に、認可を受けなければならない」と警告した。これに対しエアフルト支店はすでに民間企業に対する債権2件をSS全国指導者へ譲渡し、事後的認可処理の必要性が残っていると返答した。

そして譲渡審査報告から以下の2点をローゼは読み取る。第一に、SS全国指導者に対する債権譲渡は異常なことではなかった。たとえその背後の債務者に、SS建設会計本部(SS-HHB, 1942以降アウシュヴィッツ経済管理本部(Wirtschaftsverwaltungshauptamt))が含まれていたとしても。第二にトップ社の技術者ブリューファは1941年1月から3月の間にマウトハウゼンとアウシュヴィッツのSS新建築の契約を委託されていた。その契約内容はSSの両収容所の新建築費、KLアウシュヴィッツ管理費、KLマウトハウゼンSS全国指導者発注費、KLアウシュヴィッツ発注費である。総額48,857RMのうち、27.2%に当たる13,287RMが「火葬場建設」契約だった。コメルツ銀行が信用確保のために行った債権譲渡は市場に従う。また発注者の企業(法人)名義をひきついでいるため、1万マルクを超える額は両収容所の建築計画に分類できないとローゼは見る。というのはトップ社はサイロ建築等の他の部門—SSは1939年以来、糧食支給局有限会社等農業部門を担当—にも関わったからである。このため、「一つの強制収容所の火葬場建築関連の債権でSS全国指導者に対するものが問題となる場合に、コメルツ銀行本店とエアフルト支店がその知識(Kenntnis)を有し、この債権から距離を取ろうとしたということは認められない」と。<sup>132</sup>

また1941年3月1日からKLアウシュヴィッツ—モノヴィッツ拡張計画がSS全国指導者の承認下で進められた。金融機関にとって契約高、発注者、売掛金、顧客に関する知識はリスク評価上重要であったが、他方で顧客筋の詳細業務を覗き見ることを過大評価すべ

きではないと見る。この場合の信用は、ポールが述べたような当座貸し越しには当たらない。匿名ないしは公的債権譲渡により確保される帳簿上の信用である。SS全国指導者に対し、業務上リスクを通知しようとする信用機関はあり得なかったのではないかとみる。

ところで膨大な契約量や莫大な半製品の在庫と頭金と分割払いの遅滞に直面したトップ社は顕著な過小資本に陥った。これに対してコメルツ銀行の信用枠や同社に対するドイツ産業銀行の不動産融資も事態を根本的に変えられなかった。6月18日にコメルツ銀行エアフルト支店は17万5千RMにのぼるトップ社への当座貸し越しの上乗せを一以前と同じ1941年12月20日までの期間という条件で—承認することを本店に申請した。これが承認されるまでに、コメルツ銀行を通じた投資家や産業銀行との間でいろいろなやり取りがあった。しかし本店の専門委員会が動き、同年8月6日に貸出の延長と増額が認められた。エアフルト支店の監査報告にはこれに関する会議録が残されていて、これをローゼが以下のように紹介している。「トップ社への与信は17万5千RMへ増加した。貸借対照表は緊迫している。しかし商品倉庫にかなりの含み資産(120万RM)が保管されている。会社は昨年680万RMを換金した。」<sup>133</sup>

### ③ラインハルト作戦とホロコーストの開始

まずローゼは1941年秋がKLアウシュヴィッツ史の画期であったことを指摘する。この時期は既にみた如く、ラインハルト作戦が発動された年である。このことを以下のジャン・クロード・プレサック(Jean-claude Pressac)の著作から紹介している。「1941年10月21・22日に武装SS・警察中央建設局(ZBZ)とアウシュヴィッツ捕虜収容所(Kriegsgefangenenlager, KGL)、すなわちKLアウシュヴィッツ—ビルケナウ技術検査官により、とてつもない規模での火葬場施設

(1日千人の焼却量)が計画された。契約額は51,237RMであった。<sup>134</sup>

この後ローゼは「ユダヤ人問題最終解決」決定の時期について言及するが、これについては省く。ただ強制収容所火葬場融資は、ニュルンベルク戦争犯罪法廷でも指摘された問題で、いつから建築されたのかは重要な問題であるとしている。そしてプレサックにより、二人の民間人技術者ロベルト・ケーラとクルト・プリューファが1942年8月19日にここの殺人計画について知っていたと指摘する。ラインハルト作戦が体系的に展開された収容所ではユダヤ人絶滅は以下の時期に次々に開始された。1941年12月クルムホーフ(クレムノ)、1942年3月ベルゼツ(ベウジェツ)、ビルケナウの森4月、ソビボル5月、トレブリンカ7月。<sup>135</sup>

これらについて連合国側とポーランド亡命政府は比較的早くから情報をいろいろなルートで把握していた。しかしユダヤ人殺害についての風評はドイツ占領域では報告自体が流動的で、西部へ行くほど「英国のプロパガンダ」として問題視されたことを、ローゼが指摘する。ドイツにおける正確な情報源は1942年のミュンヘンの抵抗運動「白薔薇」のビラとヴィクトール・クレムペラー(Viktor Krepmerer)の日記のみであった。<sup>136</sup>

次にローゼはコメルツ銀行のトップ社の業務情報の入手について議論を行っている。管財人ツェルバン博士(Dr. Zeruban)が1942年11月15日にエアフルトから提出したトップ社1941年12月31日付け貸借対照表(BS)報告には顧客債権額が記載され、この中の「部門D(燃焼技術施設)」には他の22件の債権と並んで、「KLアウシュヴィッツSS新建設」の債権額も含まれていた。しかしエアフルト支店の営業報告書にはBS上の数字のみで、公的債権リストが明らかにされていない。BS作成の遅れによりエアフルト支店にKLアウシュヴィッツI火葬場Iについての情報

が知らされたのは1942年11月だった。他方、ドイツ銀行エアフルト支店は管財人の監査報告の中に公的債権額が記入され、情報を入手していた。このように両者間では情報入手に関する違いがあった。この時点では、チューリングンのKLブーヘンヴァルトの存在がより重要であったため、他の収容所は問題とされなかったのではないかとローゼは推測する。

このような状況下1942年にトップ社の信用額は銀行に返済された。同社売上高の42%は軍需品注文によるものであり、流動性を増加させ、両行に対する信用需要は縮小した。「アウシュヴィッツで建設された絶滅収容所に関する認識がコメルツ銀行側で記録できるようになったであろうまさにその瞬間に、処理が困難となったトプ社に対する認識が生じてきた」とローゼは述べている。<sup>137</sup>

しかしトップ社の低下する売上高と変動的記帳は、経済管理本部もしくはSSの発注融資において、コメルツ銀行の関与を締め出すことにはならなかった。ドイツ銀行は大規模な南欧業務融資で指導力を持ったが、中小債権は以前と同様コメルツ銀行エアフルト支店に回されてきた。その中で最大の案件はKLブーヘンヴァルトの第三者債権譲渡であった。1942年秋にエアフルトからビルケナウへ行った組立工が1943年に戸外での大量死体焼却の証言者となってから、以下の話が持ち上がった。プリューファがトップ社の兄弟に、同社がアウシュヴィッツ捕虜強制収容で巨大な絶滅施設の建設に従事している情報を与えたという内容であった。<sup>138</sup>またコメルツ銀行本店「安全審査部」は1943年1月5日にエアフルト支店に認可されていない「軍事建設局への債権譲渡」にクレームを付け、安全性の面で評価できないため、他の債権譲渡と交換するよう指示した。支店は1日遅れて指示を実行する返答をベルリンへ送っている。

総額45 515,50RMとなるアウシュヴィッツ他4件の未認可の債権譲渡が企業に

返還された(KLアウシュヴィッツ分は1045,50RM)。これを超える債権譲渡が1件あったが、額がわずかであり、また契約が軍事契約商号を使って行われ、さらにコメルツ銀行の記帳証拠が引き継がれていない。しかしローゼは他方で、以下のような仮定を指摘することはできないとする。それは「コメルツ銀行は一本店であれ支店であれ、上記の債権譲渡を拒否したことで、『強制収容所』という書類見出しを持つような、ナチスのテロ組織の構成部分である業務取引を避けることができた、と正当化する仮定」である。<sup>139</sup>

#### ④コメルツ銀行の信用取引とナチスの秘密保持政策

銀行が個々の業務を顧客に知らせ、また情報を与えていたかどうかという問題は、保持されている資料からは最終的に答えを出すことができない。ユダヤ人絶滅を国民の目から隠そうとするナチスの秘密保持手段はその成果をたがえることがなく、部外者が詳細を知ろうとするには、ナチ党の行き届いた脅迫を計算に入れなければならなかった。プロパガンダがあり、また反逆罪も適用されたからである。

強制収容所の個別建設プロジェクトとKLアウシュヴィッツの計画は秘密保持下に置かれていた。またコメルツ銀行の側でも秘密保持規定が全業務に対して、1942年6月までに定められていた。当局の通信内に見られる「秘密保持」は通常業務では必要がなかったが、関連文書の「秘密性」を無視することは「裏切り行為とみなされ、罰せられた」ことをローゼはドレスデン国立文書館の文書で見つけている。またプレサックの著作とオシフィエンチム(アウシュヴィッツ)国立文書館博物館の資料も使い、火葬場と地下室建設に参加した高層・地下建設会社(Hoch- und Tiefbau (Huta))などの企業との通信中に「L地下室」,「B地下室」,「死体置き場地下室」

の表示があること、トップ社ではKLアウシュヴィッツ焼却炉建設従事者には、大量抹殺装置であることが知らされていた可能性があることを指摘している。<sup>140</sup>

秘密保持手段で生じた最終的問題は、火葬場業務額一般と、アウシュヴィッツにおける契約量がトップ社に対し持つ数字上の位置づけである、とローゼは見る。全戦争期間中を通して軍需契約の最大・最重要分野を占めていたのはサイロ建設(飼料・麦芽施設)であった。ビルケナウ火葬場に対する数十万RMの契約額は、総額1千万RMを超えるトップ社との契約の中で大きなものではなかった。1941年にコメルツ銀行エアフルト支店の販売額に占めるトップ社の割合は21%の最高点に達したが、これはドレスデン銀行との競争の結果であった。ローゼはワイマールのチューリンゲン国立文書館資料からトップ社の資金コストを紹介し、これが戦争の最終局面で低下したこと、その原因は既に述べた流動性の改善にあったことを指摘する。またこの数字からコメルツ銀行の純利益を計算しているが、外国業務に関する支払い保証、為替差損、貸し倒れ再評価金や、他行支店も関連するため正確なものではないことを断っている。その上で「トップ社は歓迎されたものの、コメルツ銀行エアフルト支店にとっての最重要顧客では決してなかった」と整理している。

最後にコメルツ銀行のトップ社に対する信用資料から得られる最後の記録は1945年7月11日付けであった。その後同社は「ソビエトの群管理当局(SMAD)に差押えられ、5月8日に旧資産はチューリンゲン州立銀行によって閉鎖された」と記述されている。<sup>141</sup>

#### (4)「まとめと展望」

ローゼはまず以下のように資料の重要性に触れてから、結論を4ページにまとめている。

「歴史学においては言うまでもないことであるが、アウシュヴィッツ絶滅収容所史との

関連でも次のことを指摘しなければならない。記述のすべては、利用可能な明確な出所を持つ記録資料の基礎の上に裏付けられた妥当性を持つことが重要である。『アウシュヴィッツ』複合体に関するコメルツ銀行の関与についての素描は、異論や厳密化要求に対しても原則的に公開されている。」しかし同時に、金融機関や関連業者の記録が共謀性、「犯罪秘密の感知」の実態を証明するにはふさわしいものではないことを強調する。また資料にもとづいて、与えられた問題に疑いを持つことなく答えることには無理があるとも表明している。「金融機関一般、またコメルツ銀行に関しては指導者（ヒトラー—山口）によるユダヤ人絶滅への書状発令有無をめぐる議論と同じように、異議が生ずる。すなわち欧州ユダヤ人絶滅についての認識が広がることを発見する上で、文書化された証拠書類や記録が必要かどうかという議論である。」また社会的関心とアウシュヴィッツ強制収容所で行使された大量犯罪行為という恐るべき異形に直面すると、この衝撃を取り除き、行動に参加した諸機関の地理的・構造的接近を「共謀」というスローガンの下に即座に包含することは、歴史学にとって容易なことではない、としている。<sup>142</sup>

以上のことを述べた上で、ローゼは「検証された全証拠書類から妥当するであろうことについて、以下に訳出する諸点にまとめている。<sup>143</sup>

a) ドイツ銀行について M. ポールが公表したことに、コメルツ銀行については以下のことが強調されなければならない。「関知していた」と受け止める以上に事態は複雑である。アウシュヴィッツ強制収容所、そこで業務に携わった企業のミクロの歴史及び金融機関と支店の営業政策の相互関連において分析されなければならない。紹介したコメルツ銀行エアフルト支店の例が示

しているのは、アウシュヴィッツで直接活動した企業との業務接触がある場合でも、「関知していること」が債権譲渡では結論付けられないことである。

- b) コメルツ銀行エアフルト支店またはそのベルリン本店が終戦時に絶滅収容所という、KI アウシュヴィッツ II の実際の目的について認識を持っていたことを証明するものはない。
- c) 文書館資料によっても、以下の推論については認められない。KL アウシュヴィッツにおけるユダヤ人絶滅について一つの性質を有する認識は、個人、支店、取締役その他においてであれ存在しないということ。
- d) 認識問題に関するこの所見は不確実であり、明確な研究成果により疑問に対する解答を与えることは殆んどできない。特にコメルツ銀行のような議論の渦中にある金融機関について、このような認識が固有業務とみなされたかどうかについて。

以上やや歯切れの悪い指摘ではあるが、歴史学者としてギリギリの判断であるようには思われる。最後にローゼは、以上の独自見解に基づいて、モニカ・ディックハウス (Monika Dickhaus) の著作『ホロコーストに対する信用』とザイベル (Wolfgang Seibel) の論文「国家構造と大量殺人」を取り上げ論評している。特にディックハウスはドイツ銀行に対し以下の暗黙の想定から始めている。銀行はアウシュヴィッツ強制収容所業務を—それがトップ社を通じた間接的なものであれ—そで行われた大量殺人の知識と結び付けるリスクなものを見なし、融資引き上げを望んだ。また認識問題に関わるすべての考察は、この前提なしに済ますことはできない。しかしこれらについては、そのような兆候はわずかしか存在しないとローゼは否定する。むしろ考えなければならないことは、知り得たかどうかではなく、この認識が金融

機関の業務契約評価に対して、まったく重要ではないことを証明できるかである。それ以上に、三大銀行エアフルト支店の活動評価において、ディックハウス・テーゼは以下のように疑わしい希望的観測に過ぎないことを指摘する。

すなわち1941年ドイツ銀行の追加融資拒否によりトップ社の生産は「恐らく全部門が巻き添えにされ」、アウシュヴィッツ強制収容所の火葬場は「トップ社によってではなく一場合によってはまったく異なる—他企業により建設されたであろう」という主張である。<sup>144</sup>しかしすでに見たように、トップ社のような重要企業との信用関係を疑問視することは、経済的理由からも他の理由からもまともな議論にはなり得ないことを、ローゼは主張する。

他方ザイベルについては賛同する点とやや批判的な点が含まれていることを指摘する。ザイベルへの賛同部分と他の資料を用いて以下の説明を与える。「大量殺人は『その語が意味するように国際的所業であり決して機構の副産物ではなく』、大量殺人の程度と効果は『機構に一貫して』従属している。というのは業務参加を通したナチズムへの銀行の関与は全体として体制保持機構(systemhaltende Struktur)に対する貢献を否定しないからである。さらにアウシュヴィッツの収容所複合体は、オーバーシュレージェン経済領域の多くの企業と共に、決定的な重要性を持っていた。少なくとも間接的には、この領域にあった大銀行の業務契約と業務利害の中に置かれていた。」<sup>145</sup>

他方ドレスデン銀行の場合には、ドイツ銀行と直接競争する中でKLアウシュヴィッツのIGファルペンの業務に参加する努力をし、1942年秋に一KLアウシュヴィッツ・モノヴィッツ建設時一、KLアウシュヴィッツの銀行預金口座開設を図った。そして最後にローゼは以下の結論を述べている。これも長くな

るが以下に訳出しておきたい。

「金融機関の業務契約から、この地におけるユダヤ人絶滅の知識を把握していたかどうかは、最後まで問題であった。このまとめはもちろん満足できるものではない。というのは引き合いに出されたわずかの事実は、主張を裏づけずに様々な解答を許容し、確実ではない見解を与える可能性を強める。これはまさに歴史家が資料とその伝承を認め、問題としなければならない点である。

この問題でコメルツ銀行の資料の伝承が比較的わずかしかならないというのは、成り行き上のことかもしれない。しかるにソスノヴィッツ、ベンズブルク(Bendsburg)、ドンブロワ(Dombrowa)における一連のユダヤ人の運命は、ドレスデン銀行のシュレージェン支店の月報にもとづいて歴史をなぞることができる。今日企業トップ社は非道徳的な企業経済の魔力(Dämonie)の象徴とされている。それは、当時同社が国際的に成功し名声を得た中小規模の工業企業であったこと、また金融機関にとっては歓迎すべき顧客であったことの裏返しである。」<sup>146</sup>

(5) アウシュヴィッツ絶滅収容所(KL Auschwitz II, アウシュヴィッツ—ビルケナウ)設備に従事した企業名一覧

ローゼ論文の第5節では企業名とその業種・業務分野及び住所が列挙されている。以下に企業名のみを掲載しておく(下線があるのは小稿で触れた企業)。<sup>147</sup>

1. 《Standard》, W. König und R.
2. Albert Bsdok, Baurat
3. Anhalt, Hoch- und Tiefbau AG
4. Carl Brandt
5. Continentale Wasserwerks-Gesellschaft mbH (《Conti》)
6. Deutsche Ausrüstungswerke [DAW] GmbH, Werk Auschwitz

7. Deutsche Bau A. G.
8. Franz Spira
9. Friedlich Boos Zentralhaeizungen, Gesundheitstechnische Anlagen
10. Friedlich Petersen
11. Hermann Hirt Nachflg., Hoch- Tief- und Eisenbetonbau
12. Hermann Richter, Tiefbau
13. Huta- Hoch- und Tiefbau
14. Industrie-Bau-AG
15. J. A. Topf & Söhne Mashinenfabrik
16. Josef Kluge
17. Karl Falck
18. Konrad Segnitz Baugeschäft
19. Richard Reckmann
20. Riedel & Sohn
21. Robert Koehler, Bauingenieur
22. Schlesische Industriebau Lenz und Co. AG
23. Triton Tiefbauunternehmen
24. VEDAG-Vereinigte Dachpappen-Fabriken Aktiengesellschaft
25. Walter Wagner

(6) ローゼの結論とドレスデン銀行研究の結論との比較

筆者は「ナチス体制下のコメルツ銀行研究」を執筆する前に、「ナチス体制下のドレスデン銀行研究」を執筆した。K-D. ヘンケ総編集『第三帝国のドレスデン銀行』（全4巻）の各巻の前書（序文）と後書（結論的考察）を紹介した。この第3巻 H. ヴィクスフォルト編集による『ドレスデン銀行の欧州進出』の結論に当たる最終章（X）が、ローゼがここで扱う部分に匹敵する。以下では両者を比較するため、拙稿の該当部分「④責任、罪、釈明」を再度掲載する。

「同行（ドレスデン銀行）は占領政策の基準に従い、占領領域では占領実践の道具にまでなっていたこと、（中略）保護領では『体

制との共犯者となり、その道具として使われたこと（中略）』である。（中略）他方、支配機構の側の道具は、逮捕、拘束、資産の直接押収などであった。以上のことから、両者は『犯罪パートナー』として補完関係にあった。」そして第1巻から第3巻までの総まとめをしたヘンケの第4巻表題は『ドレスデン銀行1933年 - 1945年—経済合理性、体制接近、共犯』となっていて、同行とナチス体制との「共犯」関係が明確に指摘されている。<sup>148</sup>

以上のような明確な結論はコメルツ銀行に関するローゼの結論とは大きく異なる。そこでこのような結論が出された原因がどこにあるのか、ヴィクスフォルト編第3巻第V章「占領ポーランドにおけるドレスデン銀行とその支店」、第14節「占領ポーランドにおけるユダヤ人の絶滅」から確認しておきたい。この節は8項目に分かれ、それぞれ表題が付されている。先に挙げた拙稿ではこの部分については触れていなかったため、このうち関係する以下の項目を紹介する。（項目番号は山口が便宜的に付したものである。）

1. 「枠構造」
  2. 「ユダヤ人資産の接収と『有効活用』」
  3. 「強制収容所との業務関係」
  4. 「アウシュヴィッツ強制収容所建設・運営融資」
  5. 「トップ社との業務関係」
  6. 「高層・地下建設会社（フータ Huta, Hoch- und Tiefbau AG）との業務関係」
  7. 「IG ファアルベン・アウシュヴィッツモノヴィッツ工場融資」
  8. 「ポーランドにおけるユダヤ人絶滅—ドレスデン銀行の見解」
- このうちローゼの結論と関係で重要と思われる4から6、及び8の項目を以下で紹介する。
4. 「アウシュヴィッツ強制収容所建設・運営融資」
- ドレスデン銀行と収容所建設関連企業と



の業務関係については以下のように述べられている。「親衛隊(SS)が所有するドイツ軍需企業の木工・鉄工企業子会社が火葬場Ⅱ・Ⅳの建設に携わり、これらの企業に建設指導本部がベルリンのドレスデン銀行の預金口座36を通し勘定を支払っていたことは、驚くべきことではない。(中略)ベルリン・ペーレン通りのドレスデン銀行本店とビトム(Beuthen, カトヴィッツ郊外の都市-山口)支店が強制収容の存在について知っていたことは明らかである。(中略)1942年以降、ドレスデン銀行シュレージェン支店では、SS業務及びその絶滅機関と取引する諸企業との関係を維持したことについて明らかとなっていた。」<sup>149</sup>

#### 5. 「トップ社との業務関係」

ここではドイツ銀行エアフルト支店がトップ社と主力取引銀行関係(Hauptbankverbindung, 日本のメインバンク関係-山口)で結合していたが、同地のコメルツ銀行支店が次第に企業金融で影響力を増加させたことが書かれている。ただドレスデン銀行エアフルト支店がアウシュヴィッツ強制収容所の火葬場焼却炉建設融資に関わったかどうか、についてはチューリッゲン国立文書館資料からも明らかではない。「アウシュヴィッツ武装親衛隊(Waffen SS)建設本部はトップ社に対する支払いを、ドレスデン銀行、ドイツ銀行、コメルツ銀行の口座を通してではなく、エアフルトのこの企業のライヒスバンク振替口座で行った。ドイツ銀行とコメルツ銀行支店がトップ社の活動について情報を得ていたかどうかは、確実ではない。ドレスデン銀行エアフルト支店についても明確ではない。」<sup>150</sup>

#### 6. 「高層・地下建設会社(フータ Huta, Hoch- und Tiefbau AG)との業務関係」

「フータはKLアウシュヴィッツで最大の二つの火葬場ⅡとⅢの基礎建築に従事し

た。ⅢとⅣをも手掛けたが、理由不明でリードゥル社(Riedel & Sohn)が完成させた。1943年5月と6月の間にガス焼却炉を持つ火葬場、焼却設備、死体置き場はSS建設指導部へ引き渡された。(中略)フータほどホロコーストに直接、間接関わった企業はない。(中略)ドレスデン銀行取締役会ではエミール・マイアがKLアウシュヴィッツ建設と運営に当たったSS責任者との関係で、ユダヤ人殺害について知っていた可能性がある。(中略)『アウシュヴィッツ』、フータの火葬場建設、ユダヤ人に対するジェノサイドについて、ドレスデン銀行取締役会がどの程度テーマとしたか、どの程度銀行内で認識が拡散していたか評価することは困難である。」<sup>151</sup>

#### 7. 略

#### 8. 「ポーランドにおけるユダヤ人絶滅-ドレスデン銀行の見解」

「ユダヤ人等の強制移送、アウシュヴィッツ強制・絶滅収容所建設の個別段階、建設計画の期間ごとの方法については、ドレスデン銀行本店とオーバーシュレージェン支店及びコメルツ銀行に情報が与えられていた。この知識を有したのはナチス支配機構の個別諸組織と長年に渡る信頼関係を維持していた人物だけであった。またこの情報を保持していたのは、これらの機関が無条件に見解を分かち得ていると熟知した人物であった。ドレスデン銀行でこれが当てはまるのは、取締役のエミール・マイアである。それゆえ、マイアが既に1941年2月にコメルツ銀行経営陣にアウシュヴィッツ『業務』に注意を向けさせたことは驚くべきことではなかった。(中略)ポーランドにおけるユダヤ人絶滅について、ドレスデン銀行取締役会においてどの程度この問題がテーマ化されていたか、本店でどのような情報が回されていたのか、明らかにすることはできない。」<sup>152</sup>

以上にかかれているドレスデン銀行研究の記述をまとめると、絶滅収容所の火葬場焼却炉建設を担った中心的な企業はSS直接管理下の軍需企業であった。そしてこれらの企業に関する情報は、厳格に管理され、機密扱いとされていた。トップ社はこの範囲に入る企業ではなかったため、この企業への融資から、ユダヤ人絶滅施設への銀行融資の根拠を引き出すことは、資料上無理がある。ただしドレスデン銀行取締役役員メンバー中の二人はナチ党員、親衛隊員、親衛隊名誉将校(SS-Ehrenoffizier)であった。一人はカール・ラシェ取締役会会長(1942年12月から1945年まで)、もう一人はここに登場するエミール・マイアである。彼らは「ヒムラー友の会(Frundeskreis Reichsführer-SS)」に属していた。前者は1944年リストの中で19番目に位置し、SS上級大隊指揮官(SS-Oberstumbannführer Dr. Kar Rasche)であり、後者は16番目でその一つ上の階級に属するSS連隊指揮官(SS-Standartenführer Prof. Dr. Emil H. Meyer)と表示されている。<sup>153</sup>この二人による経営活動が行われたことでドレスデン銀行は、ナチス体制との共犯関係を否定することができない。

ただしこの二人の行動が取締役会の承認にもとづくものであったかどうかは明確になっていない。ドレスデン銀行では1933年12月から1936年4月まで取締役会会長を務め、1936年から監査役会会長となった非党員のカール・ゲッツが支配的役割を担ったという記述もある。さらに取締役会の決定は、ドイツ銀行と同様に全会一致の合議制原理にもとづいたものであった。このためドレスデン銀行の共犯関係は銀行の一部役員による個人責任にもとづくものではなかった、という結論を出すこともできるかもしれない。

しかしそうならなかったのは、二つの理由がある。第一にカール・ラシェは、戦後の米英仏ソによるニュルンベルク国際軍事法廷後

のアメリカが単独管轄したニュルンベルク継続裁判(第1号～第12号)において、金融業界でただ一人有罪判決を受けていた。第二にコメルツ銀行を通して絶滅収容所業務に関わったと考えられるエミール・マイアは戦争終結時に自ら命を絶つたため、裁判にかけられていない。この継続裁判についてはアンネッテ・ヴァインケの著作の第3章で詳細がわかる。この関連部分を以下に紹介しておきたい。

「戦争犯罪主席検察官局が1946年から49年までに行った12の訴訟手続きのうち、三つが『第三帝国』における産業・経済指導者の役割を問う(クルップ裁判, フリック裁判, IGファルベン裁判)、二つが強い経済的背景を持つものであった(中略)。当初はドレスナー銀行の構成員への裁判も計画されたが、計画全体の速度を増すようにという在独アメリカ軍政府の犠牲となって裁判は沙汰止みとなった。」<sup>154</sup>

この後第1号から第12号までに至る各法廷の裁判の経過と結果が叙述され、「第6号事件－IGファルベン裁判」では「1948年7月30日、カーティス・グローヴァー・シェイクを裁判長とする法廷は(中略)、一三人の被告に対して、略奪や強制労働のために一年半から八年の自由刑を下した。(中略)無償で逃れたのは、IGファルベンの監査役会メンバーだったドイツ銀行ヘルマン・ヨーゼフ・アプスである。」<sup>155</sup>

そして「第11号事件－閣僚、政府高官への裁きで」は「銀行家カール・ラッシュェ(ドレスナー銀行取締役会会長)なども起訴された。」<sup>156</sup>この裁判結果、ラシェは七年の自由刑を言い渡された。もしエミール・マイアが自殺していなければ、ラシェと同じ運命をたどることになったと考えられる。

筆者(山口)はインターネットでニュルンベルク国際軍事法廷が行われたニュルンベルク司法館の中に、ニュルンベルク裁判記念館

が2010年に開設されたことを知り、2017年2月にここを訪問し、見学した。合わせて市内のニュルンベルク国立文書館で22-24日にかけて、カール・ラシェに関する文献資料を調査した。この結果ラシェの親衛隊歴(1938年から1945年)を記述した履歴カード(Dienstlufbahn des Rashe, KarL)の実物も見ることができた。ただし短時間の滞在のため、彼の生い立ちや活動を記録した自筆の膨大な文書すべてに目を通すことはできなかった。

## 10. おわりに

以上でフンボルト大学現代史研究所がコメルツ銀行により委嘱された、ナチス時代の同行業務分析結果の調査報告の紹介を終了する。この小稿を書き始めた当初は、ドレスデン研究についての報告書と同様に、各章の「前書き」と「まとめ」を紹介すればよいと考えていた。しかし書き進めるにつれ、特にL. ヘルプストの「銀行家にとって困難な業務」の章あたりから、それだけでは済まなくなった。全節との関わりが重要で、それらに踏み込まざるを得ないことを痛感した。特にローゼが執筆した「ポーランドにおけるユダヤ人経済の根絶への関与1939年-1945年」と最後の「アウシュヴィッツ-ビルケナウ強制・絶滅収容所とコメルツ銀行」の章では、ほとんど全節を紹介しなければならない程であった。このため、原稿の枚数が嵩んでいった。また、この二章の紹介は筆者(山口)がジェームズの著作にもとづいて研究を開始した2007年の時と同じような困難さに直面した。それは単に論文を読み解く難解さや語学上の問題ではなく、この研究対象が持つ複雑さと政治問題が絡むこと、またドイツ人研究者と外国人研究者の把握の仕方の相違があるためであると、考えられる。

ともかく以上の作業が終了したことで、ナ

チス体制下のドイツ三大信用銀行の経営内容、ナチス政権への対応、経営陣の経営姿勢の違いがある程度見渡せるようになった。三行間にはそれぞれの経営姿勢と業務上の特色、共通性と異質性があった。これを整理することで小稿の「おわりに」としたい。

最初に取り上げたのはドイツ銀行である。同行の戦時業務研究は比較的早い時期から研究者たちによって進められていた。主として経営史・金融史関係の西ドイツ人研究者である。さらにこの動きを促進した原因は、旧東ドイツにおいて出版されたE. チヒョンの著作『ヘルマン・ヨーゼフ・アプスと資本の十字軍騎士』の出版とそれに伴うアプス批判であった。ドイツ銀行はこれに対抗し、チヒョンの著作の西ドイツでの出版取り消し訴訟を行い、裁判闘争では勝利を勝ち取っている。そしてドイツ銀行が1995年の創立125周年記念に新たな社史を刊行した。これは5人の歴史家を含め、主として金融論研究者に委嘱した研究成果であった。ただし内容は各研究者に任されていたため、刊行後に執筆者間において議論が進展した。特にプリンストン大学の英国人歴史家H. ジェイムズとフランクフルト大学の歴史家L. ガルとの見解の相違にもとづく論議が戦わされた。ジェイムズの研究(2001年と2003年の著作)は、「アリア化」の問題を含め、ドイツ占領国と諸地域に及ぶ個人研究としては幅広いものであったが、ドイツ銀行のアプス氏をめぐる議論では論拠がやや希薄な面があった。これに対してガルが『銀行家アプス伝』を2004年に上梓し、対抗した。両者間では議論の応酬があったと推測される。この結果2003年のジェイムズの著作では、アプスに対する評価がやや軟化した。ただし、ガルの研究でも、ポーランドの強制収容所に対する融資問題は触れられていず、ドイツ銀行のこの問題での研究成果は未完となっている。

ドレスデン銀行研究は、2006年に刊行され、

三大銀行の研究書では最後のものとなった。これもドレスデン銀行役員会から委嘱を受けた研究成果であった。編集者はドレスデン工科大学現代史研究所教授を含め多彩な履歴を持つ、K. D. ヘンケであり、全4巻2347ページからなる大部の著作を刊行した。

第1巻『「第三帝国」経済下のドレスデン銀行』の著者はJ. ベール（ベルリン自由大学経営史講師）と他に5名の共著者、第2巻『ドレスデン銀行とドイツのユダヤ人』の著者はD. ツィーグラ（ボーフム大学経営史教授）と3名の共著者、第3巻『ドレスデン銀行の欧州進出』の著者はH. ヴィクスフォース（ビーレフェルト中欧銀行・貯蓄銀行史研究学会責任者）他5名の共著者、第4巻『ドレスナー銀行1933年～1945年—経済合理性、体制接近、共犯』は編集者ヘンケによる全3巻の総まとめとなっている。

以上の表題に見る如く、この大部の著作は小稿が対象とする「ナチス体制下のドイツ三大信用銀行」に関連するすべてのテーマを取り挙げている。またナチス政権と軍隊が占領したすべての占領領域地域に及ぶ総合的な研究成果となっている。また第4巻の表題に見る如く執筆視点が明確であり、かつ全執筆者間で統一がとれた内容となっている。このため読んでいて非常に分かりやすく、「前書き」と「後書き」の抄訳で大意は取れると判断した。筆者は全4巻の前書き部分を翻訳するに当たり、出版社のオルデンプルク社の編集担当者から許可を取ることができた。その後「後書き」についても許可を要請したが、これはドイツにおける出版事情悪化のためという理由で断られてしまった。全巻翻訳を勧められたが、著者一人の力量には余るため断念した。このため「前書き」と「後書き」についての紹介論文を別途作成し、『北星論集』に掲載した。しかしこの紹介ではやはり不十分なことが、今回コメルツ銀行研究の紹介で明るみに出ることとなった。またポーランドよりさ

らに東部と南部欧州のドイツ占領域については、ほとんど触れられずに終わっている。

ところで、ドイツ銀行研究史とドレスデン銀行研究史では違いもあるが、共通点もある。それは戦後アメリカ合衆国ドイツ占領軍事務所（OMGUS）が刊行したドイツ銀行とドレスデン銀行に対する調査報告の視点に対し、両行研究者一同が批判的見解を持って取り組んだことである。OMGUSの調査報告は、戦後の占領政策立案に関連するものであり、政治的視点が混入している。

これに対し今回取り上げたフンボルト大学現代史研究所のコメルツ銀行研究（2004年刊行）では、この点がやや異なっている。この中間報告では、OMGUS調査報告を批判する視点はみられない。これは同行の営業対象が中小企業と中小金融機関であったこと、及び「アリア化」及びナチスドイツの国外進出（侵略）に伴う国外業務への進出に後れを取っていたことが原因である。この点で他の2行と比べ違いが存在したことは明白であった。しかし同行にしても、ユダヤ人経営への圧迫が強まる中で、国内業務の増加が停滞する中で、1930年代末から経営姿勢は転換している。ナチス政権に協力する姿勢が全面に出てくる。このためコメルツ銀行の戦時業務を扱ったL. ヘルプストとT. ワイア編集の著作では、執筆者間で視点の違いが生じている。国内の銀行業務を中心に分析した前半の章では、ユダヤ人授業員を排除する面と擁護する面の両側面の記述が混じる。しかし1940年代以降を扱った後半では、コメルツ銀行はナチス政権の民族政策に従う記述となっている。特にI. ローゼのポーランドに関する記述は、ポーランド研究者の研究成果を取り込んだ、非常に興味深い独自の視点に立つものであった。ただし解説するのに多大の苦勞と時間を要した。この著作の後にローゼはポーランド信用経済の一大変化を『ナチス犯罪に対する融資』（2007年）として1冊の本にまとめた。

この著作についてはすでに本文で触れたように、コメルツ銀行だけではなくドイツのすべての金融機関を対象とした分析が行われている。

フンボルト大学現代史研究所がコメルツ銀行から委嘱を受けて刊行された著作に筆者が取り組み始めた時、ページ数からみてそれ程時間がかからないだろうと考えたのは大間違いであった。ドイツ銀行に関する研究書とは違う難解さに遭遇した。この基礎には、経済史的な分析に哲学的要素が混じり、難解な文章を書く著者が混じっているからである。ローゼもその一人である。また一番大きな問題は編集上の視角が著者間で共有されていると言えないこと、各執筆者の判断に任せたという意味では、ドイツ銀行125周年記念著作と類似している。これは中間報告というこの本の性格からきていることも作用していると思われる。

今後はこれまで書いてきた「ナチス体制下のドイツ信用銀行」各行に関する諸原稿を1冊の書籍にまとめていきたい。

<sup>111</sup> 以上は芝健介、前掲書、第IV章、第V章による。

<sup>112</sup> 以上、Ingo Loose, a. a. O., S. 267.

<sup>113</sup> Ebenda. なおジェイムズの著作は以下の通り。Harold James, Deutsche bank und die 《Arisierung》, München2001, S. 193.

<sup>114</sup> Ingo Loose, a. a. O., S. 267f.

<sup>115</sup> Ebenda, S. 268. およびローゼ論文の脚注259。(脚注3となっているのは誤植と思われる。)

<sup>116</sup> Ebenda, S. 269.

<sup>117</sup> Ebenda, S. 270f.

<sup>118</sup> Ebenda, S. 271.

<sup>119</sup> 「<目隠しされた>ホロコースト」の表題に以下の3行の説明文と4枚の写真が付されている。「新資料が裏付け：ドイツ銀行は

SS プロジェクトのアウトシュヴィッツ建設へ融資し、当時の責任者はこの事実を知っていた。これはアメリカのユダヤ人組織の抗議活動を先鋭化させる。」また記載された写真には現在及び1929年の本店、歴史家ポール氏、及びアウトシュヴィッツ鉄道駅ホームに移送されたハンガリーからの犠牲者が写されている。以上、DER SPIEGEL, Nr. 6, 1999, S. 142-145.

なおこのニュースは日本でも直ちに報道されている。「アウトシュヴィッツ収容所、ドイツ銀の融資判明—批判受け頭取が急きょ訪米へ」、日経新聞1999年2月6日、「アウトシュヴィッツ収容所建設—ドイツ銀行関与認める、内部中間報告」、朝日新聞1999年2月9日。

<sup>120</sup> Ingo Loose, a. a. O., S. 273. 及び脚注8に掲載された Neue Züricher Zeitung vom 5. 2. 1999 (Online-Version) .

<sup>121</sup> Ingo Loose, a. a. O., S. 274. 及び脚注10, Monika Dickhaus, Kredit für den Holocaust?, In: Aleida Assmann/Frank Hiddermann/Eckhard Schwarzenberger (Hrsg.), Firma Topf & Söhne-Hersteller der Öfen für Auschwitz. Ein Fabrikgelände als Erinnerungsort? Frankfurt/M. -New York 2002.

<sup>122</sup> Ingo Loose, a. a. O., S. 274.

<sup>123</sup> Ebenda, S. 275.

<sup>124</sup> Ebenda, S. 276.

<sup>125</sup> Ebenda, S. 276f.

<sup>126</sup> Ebenda, S. 277f. 及び脚注21の以下の説明、「決着が付けられていない諸契約編成表、1942年11月6日の状況。1942年11月10日付け建築契約に関する建設部長宛て武装親衛隊・警察建設本部責任者ビショフの書簡」。出所：APMO, ZBL, KL Auschwitz I, BW1/10, Bl. 1-4.

<sup>127</sup> Ingo Loose, a. a. O., S. 278.

<sup>128</sup> Ebenda, S. 281. なおこの点に、つい

てローゼはライナー・フレーベの著作を参照している。Rainer Fröbe, *Bauen und Vernichten. Die Zentralbauleitung Auschwitz und die 《Endlösung》*, in: 《Durchschnittstätter》. Handeln und Motivationen, Berlin 2000, S. 155-209.

(「建設と抹殺, アウシュヴィッツ建設本部と「最終解決」, 『「平均的犯人」, 犯罪行為の動機』, ベルリン2000年。) また KL アウシュヴィッツは1942年3月までは強制収容所の監督下にあった。それ以降は経済管理本部 D 機関 (Amtsgruppe D) の元に置かれたのに対し, 建設本部は当初ポーズンの「武装 SS とライヒ東部警察 (Polizei Reich-Ost)」の元に, 1943年以降はシュレーゲン監督局に置かれた。この両監督局は C 機関 (Amtsgruppe C) —SS 経済管理本部 (SS-Wirtschaftsverwaltungshauptamt WVHA) 建設部に所属し, その頂点にいたのはハインツ・カムラー (Heinz Kammler) だったことを, 諸文献 (ここでは省略) からローゼがまとめている。

<sup>129</sup> Ebenda, S. 282f.

<sup>130</sup> Ebenda, S. 228-285.

<sup>131</sup> Ebenda, S. 286f.

<sup>132</sup> Ebenda, S. 288f.

<sup>133</sup> Ebenda, S. 290. ローゼ本の脚注87で以下の出所が表示されている。HAC (Historisches Archiv der Commerzbank AG, Frankfurt/M.), 1/190:150. Sitzung des Arbeitsausschusses der Commerzbank AG., Berlin, vom 6. 8. 1941.

<sup>134</sup> Ebenda, S. 291. なおプレサックの著作は以下の通り。Die Krematorien von Auschwitz, Die Technik und des Massenmordes, München-Zürich 1995.

<sup>135</sup> Ingo Loose, a. a. O., S. 291-293.

<sup>136</sup> Ebenda, S. 294ff.

<sup>137</sup> Ebenda, S. 296. この間の事情について, ローゼはワイマールのチューリンゲン国立

文書館(ThürHStA)の資料を使用している。

<sup>138</sup> Ebenda, S. 297. ローゼはプレサックの著作から紹介。

<sup>139</sup> Ebenda, S. 298f.

<sup>140</sup> Ebenda, S. 300f.

<sup>141</sup> Ebenda, S. 302f.

<sup>142</sup> Ebenda, S. 304.

<sup>143</sup> Ebenda, S. 305f.

<sup>144</sup> S. 306f. ローゼここでは以下の文献を使用している。Monika Dickhaus, *Kredite für den Holocaust?*, in: Aledia Assmann/Frank Hiddemann/Eckhard Schwarezenwerger (Hrsg.), *Firma Topf & Söhne-Hersteller der Öfen für Auschwitz. Ein Fabrikgelände als Erinnerungsort?* Frankfurt/M. -New York 2002.

<sup>145</sup> ザイベルの著作とそれに関連する文献は以下の通りである。Wolfgang Seibel, *Staatsstruktur und Massenmord. Was kann eine historisch-vergleichende Institutionenanalyse zur Erforschung des Holocaust beitragen?*, in: *Geschichte und Gesellschaft* 24 (1998), Franciszek Piper/Wacław Długoborski (Hrsg.), *Auschwitz 1940-1945. Węzłowe zagadnienia z dziejów obozu, 5Bde., Oświęcim-Brzezinka 1995* [Auschwitz 1940-1945. Studien zur Geschichte des Konzentrations- und vernichtungslagers Auschwitz, 5 Bde., Oświęcim 1999]. 他にチューリンゲン国立文書館 (ワイマール ThürHStA), カトヴィッツ国立文書館 (APK), 他ドイツ・ライヒスバンクの資料。

<sup>146</sup> Ingo Loose, a. a. O., S. 307.

<sup>147</sup> Ebenda, S. 307-309.

<sup>148</sup> 拙稿「ナチス体制下のドレスデン銀行研究 Klausu-D. henke (Hrsg.), - *Die Dresdner Bank im Dritten Reich* -」[2], 『北星論集』第59巻第2号, 2020年3月, 230 - 231ページ。

<sup>149</sup> Hrsg. Harald Wixforth (Hrsg.), *Die*

Expansion der Dresdner Bank in Europa, in: Klaus-D. Henke (Hrsg.), Die Dresdner Bank im Dritten Reich, München 2006, Band 3, S. 595.

<sup>150</sup> Ebenda, S. 605.

<sup>151</sup> Ebenda, S. 606 ~ 609.

<sup>152</sup> Ebenda, S. 614f,

<sup>153</sup> ヒムラー友の会の資料の一部(ドレスデン銀行関係者3名分)が、以下の書籍に掲載されている。Peter-Ferdinand Koch (Hrsg.), Die Dresdner Bank und Der Reichsführer-SS, Hmburg1997. なおもう1名は監査役を兼任していたヒトラードイツ鉄鋼会会長のフリードリヒ・フリック博士(Dr. Friedrich Flick, Generaldirektor der Hitlerdeutschen Stahlwerks G. m. b. H.)であった。

<sup>154</sup> Anette Weinke, Die Nürnberger Prozesse, München2006, S. 61, S. 88, S. 93. 邦訳, アネッテ・ヴァインケ著(板橋拓己訳)『ニュルンベルク裁判-ナチ・ドイツはどのように裁かれたのか』第3章。93~94ページ。

<sup>155</sup> 同上, 137~138ページ。

<sup>156</sup> 同上, 146ページ。

## 付記

ナチスドイツの官庁・軍事組織に関する用語については以下の著作の翻訳を参考とした。ただし両方で翻訳が異なる場合には、筆者の判断でどちらかを選択している。

- ・[歴史群像] 第二次世界大戦欧州戦史シリーズ, 『武装 SS 前史 I』, 学習研究社2001年10月。
- ・ハインツ・ヘーネ(森亮一訳)『髑髏の結社 SS の歴史』上下, 講談社学術文庫2001年7・8月。

また筆者はドイツ映画「ヒトラーの贖札, 悪魔の工房」鑑賞後に、この原作となったアドルフ・ブルガーの著作『ヒトラーの贖札』

(熊河浩訳, 朝日新聞社2008年1月)の83, 86ページで、ビルケナウにあるクレマトリウムIIの外観と内部の燃焼室を三つ備えた焼却炉の写真を目にしていた。さらにこの原稿提出の直前, 2022年4月22日に北海学園大学経済学部木村和範名誉教授から下記の論稿3本を送ってもらった。この1. の論稿の91・92ページには連合軍が1948年8月と12月に空中撮影したビルケナウ収容所の写真が、また83ページには親衛隊員が1943年に撮影した死体焼却場炉室の写真が掲載されている。これらはインターネットの記事から木村教授が転載したものであるが、いずれも収容所の配置並びに内部の様子についての臨場感を改めて得ることができた。寄贈して頂いたことに、ここで感謝申し上げる。

1. 木村和範, 《研究ノート》「囚人医師ミクローシュ・ニスリの回想録について」, 北海学園大学『学園論集』, 第187号, 2022年3月。
2. 木村和範, 《書評》Gisella Perl, *I was a Doctor in Auschwitz*, New York, International University Press, 1948, 189 p. 北海学園大学開発研究所『開発論集』, 第109号, 2022年3月。
3. Kazunori Kimura, 《Book Review》A Book Review of Niklós Nyiszli, *I was Doktor Mengele's Assistant: The Memoirs of an Auschwitz Physician*, Frap-Books, Oświęcim (Poland) 2010, xx + 193p.